

日本語教師の登録と派遣に関する規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、公益財団法人日中技能者交流センター（通称名 HRsD アジア財団、以下財団という）が、定款第4条に基づき実施する事業に関わる日本語教師の登録と派遣に関する事項を定めるものである。

(登録申請)

第2条 この規定において、日本語教師の資格を有する者は、「HRsD アジア財団友の会（友の会）」の会員であり、かつ、教師の経験を有して日本語教師としての登録を希望する者である。

第3条 日本語教師の登録を希望する者は、所定の「友の会」会員登録申請書と日本語教師登録申請書を「友の会」事務局に提出しなければならない。

第4条 第3条の登録申請は、「友の会」事務局長が受理し、常任理事会の承認を得るものとする。

第5条 財団は、合理的な理由がある場合には、登録を取り消すことが出来る。

(派遣)

第6条 登録を承認された日本語教師は、財団が関係する大学等教育機関、本邦内外技能実習生研修機関、企業内研修等に日本語教師として派遣される資格を有する。

第7条 日本語教師の派遣に当たっては、「日本語教師派遣等調整委員会」が全体的な調整を行い、派遣者については常任理事会の承認を得るものとする。

第2章 登録

(登録の種類)

第8条 登録は、新規登録、継続登録、再登録とする。

(1) 新規登録とは、2019年度以降の「友の会」会員登録申し込みと日本語教師登録申し込みを行い、第4条の手続きを経て承認された者について言う。

(2) 継続登録とは、登録の有効期間満了後も継続して登録する者について言う。継続登録は申し出がない限り自動的に更新されるものとするが、合理的理由があると財団が判断した場合には、継続登録を取り消すことが出来る。

(3) 再登録とは、登録を中断した後に、再度登録を行う者について言う。再登録に当たっては、本条(1)の手続きを改めて行わなければならない。

(登録手続き)

第9条 毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を登録期間の単位とする。

- (1) 「友の会」会員として承認され、かつ、日本語教師として承認された者は、別に定める「友の会」会費を納入しなければならない。
- (2) 日本語教師登録料は徴収しない。
- (3) 財団は、次の「友の会」会員証を交付する
 - ① 友の会会員証：「友の会」会員のみ
 - ② 日本語教師友の会会員証：日本語教師として派遣資格を有する「友の会」会員

第3章 業務遂行上の連携

(派遣日本語教師)

第9条 派遣教師は、以下により業務を遂行しなければならない。

- (1) 友好協力の精神をもって適正かつ効果的に行う事
- (2) 財団および受け入れ機関の指示を順守する事
- (3) 財団あるいは受け入れ機関の同意なしに業務から離脱、または他の業務につかない事

(財団)

第10条 財団は、派遣教師の業務が適切に遂行されるよう環境や体制の整備に努めなければならない。

第11条 財団は、派遣教師に対して必要な便宜や情報等を提供するものとする。

第4章 規定の改廃

第12条 この規定の改廃は、財団の常任理事会の議決により行うことができる。

附則

この規定は、2019年4月1日より施行する。ただし、当該常任理事会の議決により、施行の準備として本条を引用し、参照等することを妨げない。

以上